

(別紙)

改定後の「独立行政法人の目標の策定に関する指針」及び  
「独立行政法人の評価に関する指針」の適用について

改定後の「独立行政法人の目標の策定に関する指針」(平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定。以下「目標策定指針」という。)及び「独立行政法人の評価に関する指針」(平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定。以下「評価指針」という。)の適用は、下記のとおりとする。

記

1. 目標策定指針の適用時期

基本的には、指針の改定後、直近の新目標策定時から適用する。

- ① 中期目標管理法人及び国立研究開発法人については、平成 31 年度以降に新目標の策定作業が行われる法人(2020 年度から新目標期間が始まる法人)から順次適用
- ② 行政執行法人については、平成 31 年度策定作業から一斉適用

2. 評価指針の適用時期

(1) 見直し後の評定基準(「S」「A」「B」「C」「D」への当てはめ基準)の適用時期

① 中期目標管理法人及び国立研究開発法人

指針の改定後、直近の新目標期間の開始時から適用する。

→ 直近での適用は、2020 年度から新目標期間が始まる法人の 2021 年度実施の年度評価(2020 年度実績に対する年度評価)から

<理由>

- ・ 改定後の目標策定指針に基づき、合理的な「困難度」の設定がなされるのが、最速で 2020 年度から目標期間が始まる目標であるため(現行指針による目標下では、改定案にしたがって評価すると評価が緩むおそれがある。)
- ・ 同一の目標期間中に、異なる基準による評定が混在することによる支障・不都合を避けるため。

② 行政執行法人

2021 年度実施の評価(2020 年度実績に対する評価)から一斉適用

<理由>

- ・ 改定後の目標策定指針に基づき、合理的な「困難度」の設定がなされるのが、最速で 2020 年度の年度目標であるため(現行指針による目標下では、改定案にしたがって評価すると評価が緩むおそれがある。)

(2) 見直し後の評価基準以外の事項の適用時期

基本的には、指針の改定と同時に適用する。

→ 実務的には、平成 31 年度実施の評価（平成 30 年度実績に対する評価）から一斉適用

<理由>

- ・ 「見直し後の評価基準以外の事項」とは、
  - i) 年度評価の重点化（中期目標管理法人及び国立研究開発法人）
  - ii) 年度評価における重点化対象事項以外の事項の評価単位の柔軟化（中期目標管理法人の主務大臣評価及び自己評価並びに国立研究開発法人の主務大臣評価及び自己評価）
  - iii) 見込評価の活用による期間実績評価の効率化（中期目標管理法人及び国立研究開発法人）
  - iv) 年度評価における自己評価、主務大臣評価がいずれも「B」である場合の評定理由の記載の簡略化（中期目標管理法人及び国立研究開発法人）
  - v) 評価の活用方法の明示であり、いずれの事項も、改定前の目標策定指針に基づく目標に対する評価に適用すること及び同一の目標期間中に取扱が変わることについて、特段の支障はないと考えられるため。
- ・ 関係組織・団体への支援・協働体制の確立・強化や人材育成等、新たな視点による目標に対する評価の視点の適用については、当該目標が設定された年度の実績に対する評価から適用

3. 目標期間中に目標変更等の機会がある法人については、上記にかかわらず、主務大臣において、目標変更等の機会を捉えて、今回の指針改定の趣旨の目標への反映を積極的に検討されたい。なお、その場合であっても、改定後の評価基準の適用は、指針の改定後、直近の新目標期間の開始時からとする。

以上